

令和6年度 女川町地域おこし協力隊募集要項

女川町では、人口減少や少子高齢化が進行する中で、地域の振興及び活性化に資することができる人材として、「女川町地域おこし協力隊」の隊員を募集します。

【隊員の身分等】

- (1) 女川町長から女川町地域おこし協力隊の隊員を委嘱されます。
- (2) 女川町や受入事業者との雇用契約、委託契約は存在しないため、雇用保険には加入せず、個人事業主として活動することとなります。
- (3) 国民健康保険、国民年金保険は各自で加入・支払いとなります。

【隊員の活動について】

受入先（地域おこし協力隊の受け入れを希望する町内の企業・団体等）での活動（仕事）を通じ、将来的な女川町内での就業・起業に向けたスキルの習得や、住民・企業・団体等との良好な関係の構築等を図っていただくことを想定しています。

なお、前述のとおり隊員は「個人事業主」であることから、地域おこし協力隊としての活動以外の仕事との兼業も可能ですが、受入先での活動日と他の仕事が重なった場合は、受入先にご迷惑が掛からないよう隊員としての活動を優先していただきます。

【募集について】

女川町では、「ミッション型」の隊員を募集します。

ミッション型は、受入先での活動を通じて地域における課題の解決等に取り組んでいただく方式です。

1 募集人員

ミッション型 若干名

2 募集（活動）内容

（1）女川みらい創造株式会社

受入先	宮城県牡鹿郡女川町女川2丁目60 女川みらい創造株式会社	
事業（業務）概要	業種等	エリアマネジメント事業全般（駅前商業エリア等）
	業務内容	遊休不動産を利活用する公民連携事業、都市再生・地域再生事業、新規事業の企画立案と運営
協力隊の活動内容	就業時間	9時～17時（土日勤務有：シフト制）
	1年目	地域に関する理解の促進、公民連携・都市再生に関する各種法規の学習、人的ネットワークの構築、事業企画の立案
	2年目	事業企画の立案と実行、財務関係知識の習得
	3年目	事業の運営
応募条件	経験	不問
	必要資格	普通自動車免許 ※未取得の場合は、着任後の取得意思があること。
サポート体制	女川町の公民連携事業、都市再生・地域再生事業に係る技術習得や事業経営に関する知識習得のほか、地域に速やかに溶け込めるようにバックアップします。	

（2）一般社団法人女川町観光協会

受入先	宮城県牡鹿郡女川町女川2丁目16-5 一般社団法人女川町観光協会	
事業（業務）概要	業種等	観光サービス業
	業務内容	①女川町の特産品の販売 ②イベントの企画・運営 ③町内外のイベントへの参加によるPR活動 ④観光客の誘致 ⑤インターネット等を活用した情報発信 ⑥その他、観光振興に関する業務全般
協力隊の活動内容	就業時間	8時45分～17時15分（土日勤務有：シフト制）
	3年間共通	上記業務全般
応募条件	経験	パソコンが使える方（Word、Excel）
	必要資格	普通自動車免許 ※未取得の場合は、着任後の取得意思があること。
サポート体制	町内各企業・団体等とのつながり作りをサポートします。	

(3) 一般社団法人女川未来会議出島プロジェクト

受入先	宮城県牡鹿郡女川町出島字別当浜2-33 一般社団法人女川未来会議出島プロジェクト	
事業（業務）概要	業種等	地域づくり事業
	業務内容	女川町の離島、出島の振興を目的とし、島民生活・自然環境の保安・整備に関する事業、島内の各種事業の発展・創出に関わる支援事業、その他当法人の目的を達成するために必要な事業を行う。
協力隊の活動内容	就業時間	不定（業務内容や気象状況等により変動）
	1年目	①出島トレイル（遊歩道）の開拓・整備 ②島の生業や環境を生かした各種体験活動の支援 ③公共施設の管理や島内の保安・保全に関する業務 ④出島架橋完成後に島内で展開予定の新規事業の支援 ⑤その他、出島の振興に係る活動全般
	2年目 以降	①出島トレイルの整備・ガイド ②島の見どころや各種体験活動のプランディング ③公共施設の管理や島内の保安・保全に関する業務 ④出島架橋完成後に島内で展開される新規事業の支援 ⑤その他、出島の振興に係る活動全般
応募条件	経験	不問
	必要資格	普通自動車免許 ※未取得の場合は、着任後の取得意思があること。
サポート体制	①出島島民その他女川町民との関係構築の支援 ②船舶免許等、海のアクティビティに必要な資格取得の支援 ③協力隊員自らの事業創出支援	

(4) 株式会社つなぐ

受入先	宮城県牡鹿郡女川町大原12 大原住宅5号棟501号 株式会社つなぐ	
事業（業務）概要	業種等	運動プログラム設立事業
	業務内容	①総合型地域スポーツクラブの設立と運営 ②小学校への「放課後運動プログラム」導入と運営 ③「幼児教育プログラム」の運営と拡大 ④高齢者向け運動プログラムの設立と運営
協力隊の活動内容	就業時間	9時～17時（原則）※土日勤務有
	1年目	○園児・小学生 町内の保育園での「幼児運動プログラム」実施 女川小学校での「放課後運動プログラム」導入準備 ○その他 総合型地域スポーツクラブの設立準備 高齢者向け運動スクールの設立＆開校
	2年目	○園児・小学生 「幼児運動プログラム」の新施策考案＆運営 「放課後運動プログラム」の運営 ○その他 総合型地域スポーツクラブの設立後の運営 高齢者向け運動スクールの運営
	3年目	○各プログラムの他地域への拡大準備
応募条件	経験	スポーツに携わったことがある方 ※子どもと触れ合うことが好きな方歓迎
	必要資格	普通自動車免許 ※未取得の場合は、着任後の取得意思があること。
サポート体制	①町内事業者との連携サポート ②エビデンスに基づく幼児教育プログラムの知識習得をサポート ③代表自身が起業、就業に向けてのサポートを実施	

(5) 特定非営利活動法人アスヘノキボウ

受入先	宮城県牡鹿郡女川町女川2丁目4 特定非営利活動法人アスヘノキボウ	
事業（業務）概要	業種等	非営利セクター
	業務内容	まちづくりの推進を図る活動
協力隊の活動内容	就業時間	9時～18時（土曜勤務有：シフト制）
	1年目	①高校生、大学生の教育プログラムの伴走支援 ②高等教育機関の入学者の広報及び集客 ③起業家精神育成プログラムの構築及び資金調達の仕組みづくり ④女川フューチャーセンター「Camass」の運営 ⑤町内事業者のリサーチ業務
	2年目	①高校生、大学生の教育プログラムの伴走支援 ②高等教育機関の入学者の広報及び集客 ③起業家精神育成プログラムの構築及び資金調達の仕組みづくり ④女川フューチャーセンター「Camass」の運営 ⑤創業後3年以内の事業者への伴走支援及び継続的な仕組みづくり
	3年目	①高校生、大学生の教育プログラムの伴走支援 ②高等教育機関の入学者の広報及び集客 ③起業家精神育成プログラムの構築及び資金調達の仕組みづくり ④女川フューチャーセンター「Camass」の運営 ⑤創業後3年以内の事業者への伴走支援及び継続的な仕組みづくり
応募条件	経験	パソコンが使える方（Word、Excel、PowerPoint）
	必要資格	普通自動車免許 ※未取得の場合は、着任後の取得意思があること。
サポート体制	①月1～2回の定期的な個別面談 ②活動内容に関する能力向上及びスキルアップのためのビジネス書や研修に対して、年間100,000円/年まで支援 ③経営大学院の単科制度で「批判的思考（クリティカルシンキング）」の研修受講の費用に対する全額補助 ④必要な場合は、産業医によるメンタルヘルスのサポート ⑤地域おこし協力隊としての活動後に起業を志す方に対し事業計画及び収支計画の作成等の伴走サポート	

(6) 特定非営利活動法人アスヘノキボウ

受入先	宮城県牡鹿郡女川町女川2丁目4 特定非営利活動法人アスヘノキボウ	
事業（業務）概要	業種等	非営利セクター
	業務内容	まちづくりの推進を図る活動
協力隊の活動内容	就業時間	9時～18時（土曜勤務有：シフト制）
	1年目	地域に関する理解の促進、女川町の主産業である新たな水産資源の開発及び研究、女川町の水産環境についての研究、人的ネットワークの構築、創業計画の立案や事業開発（試験やテストマーケティングの実施や、事業の拠点づくり）等。
	2年目	女川町の主産業である新たな水産資源の開発及び研究、女川町の水産環境についての研究、人的ネットワークの構築、創業計画の軌道修正や事業開発（試験やテストマーケティングの実施や、事業の拠点づくり）、資金調達等。
応募条件	経験	パソコンが使える方（Word、Excel、PowerPoint）
	必要資格	普通自動車免許 ※未取得の場合は、着任後の取得意思があること。
サポート体制	①月1～2回の定期的な個別面談 ②必要な場合は、産業医によるメンタルヘルスのサポート ③地域おこし協力隊としての活動後に起業を志す方に対し事業計画及び収支計画の作成等の伴走サポート	

3 任期

任期開始日から令和7年3月31日まで（更新を打診する場合あり：最長3年）

※任期開始日については、毎月1日を基本に、相談のうえ決定します。

4 募集対象

(1) 現在、条件不利地域（※1）を除く三大都市圏内の都市地域（※2）又は政令指定都市、その他都市地域に住民票を有し、委嘱決定後、女川町に住民票及び生活拠点を移すことができる方（家族での居住も可能です。）

（※1）条件不利地域とは、次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村をいいます。

- ①過疎地域自立促進特別措置法（なし過疎、一部過疎を含む。）、②山村振興法、③離島振興法
④半島振興法、⑤奄美群島振興開発特別措置法 ⑥小笠原諸島振興開発特別措置法、⑦沖縄振興特別措置法

（※2）三大都市圏内の都市地域とは

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域全部

※同一地域において2年以上地域おこし協力隊員として活動し、解嘱から1年以内の方は、上記の住民票所在地は問いません。

(2) 心身ともに健康で地域住民と協力しながら活動が出来る方

(3) 協力隊活動終了後、女川町において起業・就業して定住する意欲のある方

(4) 住民と協力しながら、地域を元気にするために意欲的に行動出来る方

(5) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方

地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項

第16条 次の各号の一に該当する者は条例で定める場合を除くほか、職員となり競争試験若しくは選考を受けることはできない。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 当該地方公共団体において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 活動時間

受入先での活動時間は、原則1月当たり155時間（1日当たり7時間45分）です。

ただし、受入先の業務（活動）内容によっては、土・日・祝日が活動日となることや、打合せなどで1日当たりの活動時間を超過した場合は、1月当たりの合計活動時間が超過しないよう調整させていただく場合があります。

6 報償費（謝礼金）

日額13,200円に当月分の活動日数を乗じた額から所得税を控除し、翌月21日（休日の場合は前日）にご指定の口座へ振り込みます。

※活動日数に基づいて支払われるため、任期初月の翌月から振込みが始まります。

7 活動費補助金

隊員としての活動に要する経費として女川町地域おこし協力隊活動費補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）で定める経費に対し、年間200万円（年度途中から任期が開始した場合は、直近3月末までの活動月数に応じた額）以内で補助します。

※例：10月から任期開始の場合 200万円×6か月／12か月=100万円以内

8 応募受付期間

随時（8時30分から17時15分まで）

※土・日・祝日、12月29日から翌年の1月3日までを除く。

9 選考審査

書類及び面接による審査を行います。

（1）第1次選考（書類選考）

応募用紙をもとに書類選考します。選考結果は、後日応募者に通知します。

（2）第2次選考（面接）

第1次選考合格者のうちから、面接により合否を決定します。面接日については、第1次選考合格者に通知します。

※第2次選考（面接）の前に、女川町担当者及び希望する受入先の職員等による事前面談を行います。事前面談や面接への出席に係る交通費等は、応募者の負担となります。

10 応募方法

応募用紙に必要事項を記入の上、下記担当部署まで持参または郵送願います。

〒986-2265

宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1

女川町企画課 定住・土地利用係

電話 0225-54-3131